



SDGs 17のゴールと169のターゲット

 1 貧困をなくそう	ゴール1. 貧困をなくそう (あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる)
1-1	誰もが月5万円以上の収入を得られるようにする。
1-2	貧困世帯の割合を半減させる。
1-3	ホームレスや引きこもり、ヤングケアラーなどの貧困や弱い立場にある人に対し、十分な支援体制を構築する。
1-4	誰もが行政や地域における基礎的サービスを受けることができ、必要な知識や情報を得られるようにする。
1-5	自然災害や、経済・社会・環境的な打撃や災難による社会的弱者の被害を最小限にする。
1-A	開発途上国の貧困解消に向けた取り組みを始める。
1-B	開発途上国の貧困解消に向けた計画の策定と、予算化を行う。

 2 飢餓をゼロに	ゴール2. 飢餓をゼロに (飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する)
2-1	誰もが毎日安全で栄養のある食べ物を得られるようにする。
2-2	乳幼児、成長期の女子、妊産婦、高齢者の栄養不足を解消する。
2-3	小規模食糧生産者の生産性と所得を倍増させる。
2-4	生態系を維持しつつ生産性の向上と生産量の増加を実現する、持続可能な食料生産システムを構築するとともに、気候変動などに負けない強靱な農業を行う。
2-5	植物や家畜の遺伝子の多様性を維持し、遺伝資源と関連する伝統的知識の利用から生じる利益を共有する。
2-A	開発途上国の農業生産能力を高める。
2-B	歪みのない農業貿易を実現する。
2-C	食料価格の極端な変動を抑え、市場情報へのタイムリーなアクセスを可能にする。


 3 すべての人に健康と福祉を	ゴール3. すべての人に健康と福祉を (あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する)
3-1	妊産婦の死亡率を下げる。
3-2	新生児や5歳未満児の死亡率を下げる。
3-3	感染症の新たな拡大を防ぐ。
3-4	感染症によらない若者の死をなくす。
3-5	薬物乱用やアルコールの過剰摂取を防止する。


3-6	交通事故死者を半減させる。
3-7	誰もが性や出産に関する教育やサービスを受けられるようにする。
3-8	誰もが適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられるようにする。(UHC)
3-9	環境汚染による死亡や疾病を大幅に減らす。
3-A	たばこの規制を適宜強化する。
3-B	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。
3-C	開発途上国の保健財政、保健人材を充実させる。
3-D	世界で発生する健康リスクへの早期警告、リスク管理能力を高める。


<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 4 <small>質の高い教育を みんなに</small> </div> <div style="text-align: center;"> <h3 style="margin: 0;">ゴール4. 質の高い教育をみんなに</h3> <p style="margin: 0; font-size: small;">(すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する)</p> </div> </div>	
4-1	すべての子どもに、無償かつ質の高い初等・中等教育を行う。
4-2	すべての未就学児に、発達支援や就学前教育を行う。
4-3	誰もが手ごろな価格で質の高い高等教育を受けられるようにする。
4-4	経済的な自立に必要な職業的スキルを持つ若者を大幅に増やす。
4-5	社会的弱者も平等に教育や職業訓練を受けられるようにする。
4-6	誰もが読み・書き・計算ができるようにする。
4-7	SDGsを推進するために必要な知識や技能を習得できるようにする。
4-A	誰もが安全で安心して学べる学習環境を提供する。
4-B	開発途上国における高等教育の奨学金の件数を大幅に増加させる。
4-C	開発途上国の教員の数を大幅に増加させる。

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 5 <small>ジェンダー平等を 実現しよう</small> </div> <div style="text-align: center;"> <h3 style="margin: 0;">ゴール5. ジェンダー平等を実現しよう</h3> <p style="margin: 0; font-size: small;">(ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力の強化を行う)</p> </div> </div>	
5-1	女性に対するあらゆる差別をなくす。
5-2	女性に対するあらゆる暴力、搾取をなくす。
5-3	女性に対する理不尽な慣行を撤廃する。
5-4	無報酬の育児・介護や家事労働を評価し、社会保障政策の提供、家庭での責任の共有を行う。
5-5	あらゆるレベルの意思決定に、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5-6	性と生殖に関する健康及び自己決定権を保障する。
5-A	女性に対する経済的権利の不平等をなくす。


5-B	ICT等を活用して、女性の活躍を促進する。
5-C	条例等により、ジェンダー平等を促進する。


	6 安全な水とトイレを世界中に <small>安全な水とトイレを世界中に</small>	ゴール6. 安全な水とトイレを世界中に <small>(すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する)</small>
	6-1	誰もが安全で安価な飲み水を入手できるようにする。
	6-2	誰もが適切・公平に下水施設・衛生施設を利用できるようにする。
	6-3	未処理の排水の割合を半減し、安全な再利用を進め、水質を改善する。
	6-4	水の利用効率を高め、淡水を安定的に供給し、水不足に悩む人を大幅に減少させる。
	6-5	自治体境を越えて、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	6-6	水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	6-A	開発途上国に対する水と衛生のサポートを拡大する。
	6-B	水と衛生の管理に、地域コミュニティの参加を支援し強化する。

	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに <small>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</small>	ゴール7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに <small>(すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する)</small>
	7-1	誰もが安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービス(電気、ガス、熱)を利用できるようにする。
	7-2	再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7-3	エネルギー効率の改善率を2倍にする。
	7-A	国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	7-B	開発途上国でも、現代的エネルギーサービス(電気、ガス、熱)を利用できるようにする。

	8 働きがいも経済成長も <small>働きがいも経済成長も</small>	ゴール8. 働きがいも経済成長も <small>(包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセントワーク)を促進する)</small>
	8-1	一人当たりの経済成長率を持続させる。
	8-2	多様な働き方、技術の向上、イノベーションを通じて、経済の生産性を向上させる。
	8-3	雇用の創出、起業、イノベーションの創出をサポートする。
	8-4	経済成長による環境悪化を防ぐ。
	8-5	働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を実現し、同一労働同一賃金を達成する。
	8-6	就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	8-7	強制労働、人身売買、児童労働をなくす。

8-8	労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を実現する。
8-9	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を推進する。
8-10	銀行取引、保険・金融サービスをすべての人が利用できるようにする。
8-A	開発途上国への貿易のための援助を拡大する。
8-B	若者の雇用のための世界戦略、及び国際労働機関(ILO)の「仕事に関する世界協定」を実施する。

	ゴール9. 産業と技術革新の基盤をつくろう <small>(強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る)</small>
	<p>9-1 質が高く、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを整備する。</p> <p>9-2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、雇用及びGDPに占める産業セクター(一次産業以外)の割合を大幅に増加させる。</p> <p>9-3 小規模製造業も、融資などの金融サービスを受けることができ、バリューチェーンや市場に組み込まれるようにする。</p> <p>9-4 環境に配慮した技術や産業プロセスを通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。</p> <p>9-5 技術革新のために、研究者数も研究開発費も増やす。</p> <p>9-A 支援の届きにくい国における、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。</p> <p>9-B 開発途上国の国内における技術開発や研究、イノベーションを支援する。</p> <p>9-C 誰もが当たり前インターネットを使えるようにする。</p>

	ゴール10. 人や国の不平等をなくそう <small>(各国内及び各国間の不平等を是正する)</small>
	<p>10-1 所得下位40%の人々の所得の伸び率を、国内平均を上回る伸び率で引き上げ、持続させる。</p> <p>10-2 すべての人が能力を高められ、社会的、経済的、政治的に取り残されないようにする。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策、慣行を排除し、結果の不平等をなくす。</p> <p>10-4 財政、賃金、社会保障政策により、さらなる平等を着実に達成する。</p> <p>10-5 金融市場と金融機関に対するルール、及び監視するシステムをより良いものにして、ルールが遵守されるようにする。</p> <p>10-6 国際機関での意思決定における開発途上国の参加や発言力を強める。</p> <p>10-7 計画的で適切に管理された移住政策により、安全で責任ある移住を促す。</p> <p>10-A 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別な待遇を行う。</p> <p>10-B 支援を必要とする国に、政府開発援助(ODA)や海外直接投資を含む資金が流れるようにする。</p> <p>10-C 移民による送金のコストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路をなくす。</p>

	ゴール11. 住み続けられるまちづくりを
---	-----------------------------



（包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する）

11-1	誰もが安全で安価な住宅に暮らせるようにする。
11-2	使いやすく持続可能な輸送システムを誰もが使えるようにする。
11-3	誰も排除しない持続可能な都市化を進め、住民参加型で差別のない都市開発を行う。
11-4	文化遺産、自然遺産を保護・保全する。
11-5	災害による死者や被災者数を大幅に減らす。
11-6	大気環境や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意することで、都市部の環境への悪影響を減らす。
11-7	緑地や公共スペースを誰もが安全で使いやすいようにする。
11-A	経済・社会・環境面における都市部、都市周辺部、農村部間の良好なつながりを築く。
11-B	「仙台防災枠組2015-2030」に沿って、あらゆるレベルで総合的な災害リスク管理を策定し実施する。
11-C	開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。

12 つくる責任 つかう責任



ゴール12. つくる責任つかう責任

（持続可能な生産消費形態を確保する）

12-1	持続可能な消費と生産に向けて行動する。
12-2	天然資源の持続可能な管理と効率的な利用を行う。
12-3	食品ロスを減少させる。
12-4	化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に減らす。
12-5	廃棄物の発生を、予防、削減(リデュース)、再利用(リユース)や再生利用(リサイクル)により大幅に減らす。
12-6	企業に持続可能な取り組みと、定期報告での公表を促す。
12-7	持続可能な公共調達を率先して実行する。
12-8	住民が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持てるようにする。
12-A	開発途上国が、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルを実現できるようにする。
12-B	雇用創出や地域の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業であることを測るツールを開発し、実装する。
12-C	化石燃料への非効率な補助金を合理化する。

13 気候変動に 具体的な対策を





ゴール13. 気候変動に具体的な対策を

（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）

13-1	気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)と適応力を高める。
13-2	気候変動対策を自治体の政策、戦略、計画に盛り込む。
13-3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育や啓発、制度改善を行い、対応力を高める。

13-A	国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に基づき、「緑の気候基金」の本格的な運用を早期に開始する。
13-B	開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定・管理の能力を向上させる。

	14 海の豊かさを守ろう <small>(持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する)</small>	
	14-1	海洋ごみや、陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止する。
	14-2	生態系の持続的管理・保護、回復力の強化などによって、海の生態系を守る。
	14-3	海の酸性化の影響を最小限に抑え、その影響に対処する。
	14-4	破壊的な漁業慣行を撤廃し、持続可能な漁業を実現する。
	14-5	海域と沿岸域の10%以上を保全する。
	14-6	過剰漁獲につながる漁業補助金をなくす。
	14-7	漁業や水産養殖、観光業の持続可能な管理などを通じて、開発途上国の経済的便益を増やす。
	14-A	海の豊かさを守るための知識・研究・技術を開発途上国に提供する。
	14-B	小規模の零細漁業者が海洋資源と市場にアクセスできるようにする。
14-C	「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」にある国際法を実施し、海の豊かさを守る。	

	15 陸の豊かさを守ろう <small>(陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する)</small>	
	15-1	陸・淡水の生態系、特に森林、湿地、山地、乾燥地の保全と回復を行う。
	15-2	森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林の減少阻止、劣化した森林の回復とともに、新規植林、再植林を大幅に増加させる。
	15-3	生物多様性を含む山地生態系を保全する。
	15-4	砂漠化や干ばつ、洪水の影響を受けた土地を含む劣化した土地と土壌を回復させる。
	15-5	自然生息地の劣化を抑え、絶滅危惧種を保護する。
	15-6	生物の遺伝資源の適切な取得と、遺伝資源の利用から生じる利益の公平な配分実現する。
	15-7	保護対象となっている動植物の密漁と売買をなくす。
	15-8	外来種の侵入を防ぎ、陸や海の生態系に及ぼす影響を大幅に減らす。
	15-9	生態系と生物多様性に関する計画を策定し、実行する。
15-A	生物多様性と生態系を守るための資金を増やす。	
15-B	持続可能な森林管理のための資金を増やすとともに、開発途上国の森林管理にインセンティブを付与する。	
15-C	保護対象となっている動植物の密漁や売買をしなくても生活が維持できるための支援を行う。	

16

平和と公正を
すべての人に

ゴール16. 平和と公正をすべての人に

(持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する)

- 16-1 あらゆる暴力をなくし、暴力に関連する死亡率を大幅に減らす。
- 16-2 子どもに対する暴力、拷問、虐待、搾取、人身売買をなくす。
- 16-3 すべての人が平等に司法を利用できるようにする。
- 16-4 あらゆる形態の組織犯罪をなくす。
- 16-5 汚職や賄賂事件を大幅に減らす。
- 16-6 効果的で説明責任があり透明性の高い行政運営を行う。
- 16-7 迅速で、だれも排除しない、参加型の公正な意思決定を行う。
- 16-8 国際機関や国際的取り組みに、開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16-9 出生登録を含む法的な身分証明をすべての人に提供する。
- 16-10 誰もがルールに基づいて情報にアクセスでき、基本的自由が保障されるようにする。
- 16-A 特に開発途上国における暴力、テロ、犯罪の撲滅に向けて、国家機関の強化を国際的に支援する。
- 16-B 持続可能な開発のための非差別的な条例や政策を推進し、実施する。

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

ゴール17. パートナーシップで目標を達成しよう

(持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する)

- 17-1 開発途上国への国際的支援も目的としながら、税及びその他の歳入徴収能力を向上させる。
- 17-2 開発途上国に対する政府開発援助(ODA)に関する約束を守る。
- 17-3 開発途上国のための資金を複数の財源から調達する。
- 17-4 開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援する。
- 17-5 後発開発途上国のための投資促進の枠組みを導入し、実施する。
- 17-6 全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、科学技術イノベーション(STI)に関する知識の共有を進める。
- 17-7 開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発、移転、普及、拡散を促進する。
- 17-8 後発開発途上国のための技術バンクや科学技術イノベーション能力構築メカニズムの本格的な運用を開始し、実現技術、特に情報通信技術(ICT)の活用を強化する。
- 17-9 開発途上国がSDGsを推進できるよう、効果的で対象を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
- 17-10 世界貿易機関(WTO)のもと、普遍的でルールにもとづいた、オープンで差別的でない、公平な多国間貿易体制を推進する。
- 17-11 開発途上国の輸出を大幅に増やす。
- 17-12 開発途上国に対し、優遇措置(永続的な無税・無枠の市場アクセス)をタイムリーに導入する。
- 17-13 政策の調整や政策の一貫性などを通じて、グローバルなマクロ経済の安定性を高める。
- 17-14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17-15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、それぞれのリーダーシップを尊重する。
17-16 持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17-17 持続可能な開発のための公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励し、推進する。
17-18 開発途上国における所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置等に分類された高品質でタイムリーで信頼性の高いデータの可用性を大幅に向上させる。
17-19 持続可能な開発の進捗状況を測る、GDPを補完する尺度の開発に向けた取り組みを強化し、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。